
《研究ノート》

子どもの貧困に関する一考察 —— 就学援助事業の位置づけなど ——

林 一 夫

抄録

子どもの貧困が問題となっている。学校教育法第19条に基づき、市町村が行う就学援助事業の対象児童生徒はこの10数年で倍増した。しかし、国庫補助は1桁減額され政府の貧困対策の中でもあまり重視されていない。本稿では就学援助事業が、憲法第26条の義務教育無償の目的の中に位置する重要な制度・事業であることを述べる。また、市町村事業の実態、援助率と学力の関係についても明らかにする。

キーワード

子どもの貧困、就学援助、憲法第26条、義務教育 無償、学校教育法第19条、学力

はじめに

子どもの貧困は、1950年代頃までは社会問題の一つであったが、その後の高度経済成長に伴い国民の9割が中流意識を持つなど、貧困問題は意識の中で薄れていった。しかし、21世紀前後から、経済の停滞等により社会的格差が増大し、貧困が改めて問題とされるようになった。

先進諸国では相対的貧困率（「所得中央値の半分以下の所得」しか得ていない世帯、の占める割合）という指標を用いているが、それによると日本の子どもの貧困率はOECD諸国の平均より高く、しかも年々増加傾向にある（2012年16.3%）。特に一人親家庭に限ると50.8%でありOECD諸国の中で最も高くなっている。

このため、2013年6月には議員立法で「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、その法律に基づき、翌2014年8月に、政府が「子供の貧困対策に関する大綱について」を閣議決定した。大綱では、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」ことが目的とされ、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等に関する施策

や事業の充実が挙げられている。しかし、そこでの就学援助事業の扱いは国庫補助予算額が少ないためか、高くない。文部科学省の平成28年度予算主要事項を見ても、子どもの貧困対策の項目の中で就学援助事業は劣位である。しかしそれでよいのか。

本稿では、学校教育法第19条に基づき、義務教育に就学する児童生徒の保護者に対して市町村が行っている「就学援助事業」について、その現状、課題及び改善方策を検討する。その理由は、(1) 援助対象の児童生徒数及び援助率の急増であり、貧困問題の深刻さを表していること、(2) にも関わらず事業主体が市町村とされているため、対象者の選定基準などが市町村ごとにバラバラであること、(3) 1950年代頃から実施されている古い事業であるにもかかわらず、この制度の位置づけや性格が、現段階でも必ずしも明確にされていないこと、(4) この制度や事業に関する実証的研究が十分でないこと、などである。

調査研究の方法は、文献調査、近隣地域の市町村教育委員会や学校への訪問及び電話インタビュー、文部科学省等のホームページから入手した公開データの分析等である。

1. 先行研究等

小西（2004）は、就学援助制度について、「1980年頃までは義務教育の無償、教育の機会均等、教育条件整備等の関連で、教育学や社会保障の立場から検討されていたが、ここ20年余りはほとんど注目されていない、しかし、近年、構造不況の下、貧困課題の増加や教育の機会均等の重要性にかんがみ、改めて検討する必要がある。」と指摘し⁽¹⁾、「義務教育段階の子どもを持つ家庭への経済援助は、昭和初期から内務省と文部省により二元的に進められてきた。」などと歴史記述に詳しい⁽²⁾。そして結論として「義務教育段階の無償が、授業料と教科書に留まっていることは改善すべき」としている。

朝日新聞（2009）は10月26日の記事で、申請者に十分周知されていないこと、周知度が高い自治体ほど受給率が高いこと、市町村ごとに基準が多様であること、などを報道している。

鷹（2009）は、市町村ごとに基準が様々であること、2005年度からの国庫補助廃止により、市町村全体の援助総額の増加率がこれまでの7～8%から1～2.5%に減少したこと、文部省が1964年に行った調査結果と2006年に湯田が行った調査結果を総合して周知度が高いと受給率が高くなること、などを指摘した。

鷹（2012）は、資格があるのに利用されていないこと、その原因として周知されていないこと（保護者対象の説明会を行っている市町村は約2割）を述べている。また、憲法26条、教育基本法4条3項、学校教育法19条、就学援助法、学校給食法、学校保健安全法、生活保護法に触れ、縦割りを指摘した。さらに、教員が就学援助事業について学習すべきこと、国庫補助の必要、給食費の無償など提案した。

阿部（2014）は、生活保護に連動しているために生じる問題を挙げている。また、給食費、修学旅行やクラブ活動費は学校教育の一環だから無償とする考え方もある、としている。

先行研究での論点、その解明状況を踏まえて、以下を本稿での具体的論点とする。

第一に、市町村の事業の実態をなるべく詳しく把握すること、第二に、マクロの観点として、学校教育法第19条に基づく就学援助事業を、国、市町村、学校、保護者の4主体を

含むトータルなシステムとして、生活保護や福祉との関連を見ながら、再整理すること、第三に、実証的に対処できる部分はなるべく統計データで記述してみることにする。

2. 就学援助事業の沿革

制度の基本的仕組みや市町村事業の現状や効果を述べる前に、まず沿革を確認する。

1953年に文部省が作成した「わがくにの教育の現状」において以下のように記述されている。(筆者が一部略)

「戦後、敗戦に伴う国力の急激な低下とインフレーションによる国民生活の窮乏の中に、新制度による6.3義務教育制が実施された。この場合貧困家庭の児童生徒の就学義務をいかにするかということは、教育行政上の重大問題であり、就学奨励ないし教育扶助の問題が大きく取りあげられてきたのも、理由はそこにある。

もつとも教育扶助の考え方は終戦後にはじめて現れたものではない。明治・大正の頃は市町村が児童に教科書・学用品等を交付した場合には、国および都道府県がこれに補助金を交付していた。続いて昭和3年の「学齢児童就学奨励規程」(文部省訓令)・昭和7年の「学校給食実施の趣旨徹底方並学校給食臨時施設方法」(文部省訓令)、昭和15年の「学校給食奨励規程」(文部省訓令)等を通じて、国および都道府県は市町村に対して一定額の補助金を交付してきたのであるが、昭和23年に至つて就学奨励は要するに児童生徒の生活費の問題であり、児童生徒の家庭の生活費ときりはなして就学奨励は考えられないとの見地から、従前の就学奨励費は生活保護法に規定する生活扶助に吸収されてしまった。しかしながら、生活はできても就学費用が不足する場合の認定の難しさや、生活扶助が児童生徒に与える心理的悪影響から、就学奨励の問題は依然として解決されていない。一般的に生活費を扶助するだけでは、少額の扶助額は生活費に廻つてしまうだけである。そこで昭和25年においては、生活扶助の外に教育扶助が特設され、教育扶助のための保護金品は学校長を通じて児童生徒に供与できるように生活保護法の改正が行われた。同法第8条に基く厚生大臣の定める基準によれば、教育扶助の内容としては、義務教育に関する(1)教科書代、(2)学用品費・通学用品費および実験実習見学費、(3)学校給食費、(4)通学のための交通費が見込まれている。

...

国としては義務教育を強制する以上、就学できない者に対しては何らかの奨励措置をとるべきである。この場合の措置として、現行法通り生活保護の観念に立つて被保護世帯の資産調査を行つた上で教育扶助をするか、それとも単に就学奨励という見地から不就学者に対して一定額の金品を供与する方法を取るかは、一つの研究課題である。」

上記から、①戦前から市町村事業として行われ、文部省から補助が行われていたこと、②戦後、生活保護に吸収されたこと、③義務教育を強制している以上、生活保護にゆだねたままだけでなく、文部省自らが市町村へ補助を行うかどうかを研究課題としていること、が分かる。

次に、学制百年史により、1972年までの状況を見てみる（筆者一部略）。

「就学奨励制度は、児童・生徒の保護者に就学義務を課していることの裏づけとして法律で定められたものであり、学校教育法には、「・・・」と規定し、中学校にもこの規定は準用されている。貧困家庭の児童に対する就学奨励は、すでに昭和三年から「学齢児童就学奨励規程」により行なわれていたが、戦後は二十一年に制定された生活保護法による生活保護費に吸収された。

以上のように、経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対する措置は、主として生活保護法によって行なわれたが、教科書等の購入に耐えない、いわゆるボーダーライン層にある保護者に対しては、別途市町村やPTA等が援助を行なう例が少なくなかった。

このような事態に対してまず、昭和三十一年に「就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律」が制定・施行された。これは、市町村が保護者に対して教科書費を給与する場合に、国が当該市町村に対して補助を行なおうとするもので、三十一年度は小学校だけに行なわれたが翌三十二年度からは中学校にも拡充された。

・・・

その後、同法の名称と内容の改正により三十四年度には修学旅行費、三十六年度には学用品費および通学費の補助が新設され、現行の「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に至っている。なお、教科書費については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の施行により、三十九年度から無償措置が段階的に実施され、四十四年度に義務教育教科書の完全無償が完成したことにより補助制度は廃止された。

学校給食費の補助については、三十一年に「学校給食法」の一部改正が行なわれ、またトラホーム等の学校病に対する医療費の補助については、三十三年の「学校保健法」の制定・施行により実施されている。また、日本学校安全会の共済掛金の保護者支出分の充当にかかる学校安全会に対する補助は、三十四年度から実施されている。

このほか、予算補助による措置としては、三十七年度に寄宿舎居住費が、四十二年度には通学用品費が、四十四年度には校外活動費が新設され、補助対象費目が拡充されて、就学困難者に対する経済援助の措置は格段の充実をみている。」

上記から、①生活保護行政にゆだねるだけでなく、文部省自ら種々の法律を制定して市町村への国庫補助を開始しその充実を努めてきたことが分かる。1972年の段階では日本は高度経済成長の途上であるが、未だ貧しさが残る時代である。その意味で就学援助制度は重要視されていた。

その後、日本は豊かな国となり、90年代半ばには一人当たり国民所得が世界一となった。しかし、一方、行政面では1980年代後半から国の財政難が進むとともに、1990年代からは地方分権が強く唱えられるようになった。「国から地方へ」のスローガンの中で、市町村事業として基準が多様な就学援助事業に対する国庫補助は、その必要性を軽視され、2005年度、国庫補助金額は1ケタ減少した。しかし、その後、子どもの貧困問題が顕在化してきたのである。

最後に、2013年度の文部科学白書での記述を見てみよう。

「義務教育は、国民一人一人の幸せな人生を実現するための根幹であるとともに、国や社会の発展の基礎になるものです。義務教育段階では、国公立学校の授業料や教科書が無償となっていますが、それ以外にも学校生活を送るためには多くの費用が必要です。例えば、「平成24年度子どもの学習費調査」によると、学用品費・遠足費・修学旅行費などの学校教育費や給食費は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で年間約17万円となっています。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、市町村が行う就学援助制度があります。

就学援助制度とは、学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う制度です。就学援助制度の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、それに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者となっています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は増加しており、就学援助制度の重要性はますます高まっています。なお、就学援助制度は市町村において実施されるものですが、要保護者に対する就学援助にかかる所要の経費については、国が補助を行っています。また、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が行われています。」

上の記述では、義務教育段階では授業料や教科書が無償であること、それ以外の費用は市町村が経済的困難者に対して援助していることが、記述されている。しかし、この記述では、義務教育の無償の理念が、何故、授業料と教科書の範囲に留まっているのか、それを超える部分が何故、国でなく市町村となっており、しかも経済的困難者に限定されるのか、が分からない。国の補助は2016年度予算額で約8億円に過ぎず、2004年度以前は70億円を超えていたことと比較すると大幅に減額となっている。地方財政措置としての交付税の積算も内訳が明確でなく、かつ、不十分である、と関係者から指摘されている⁽³⁾。

3. 就学援助事業の制度の仕組み

以下、1) から3) までの記述は、近隣の市町村の行政担当者、学校の管理職等に直接または電話等でインタビューして得たことを概括したものである。

1) 根拠法律、国と市町村の関係、生活保護との関係

就学援助事業の根拠規定は、学校教育法第19条である。市町村に対して、経済的理由により義務教育へ就学困難児童生徒の保護者に援助することが課せられている。市町村の事業としつつも、市町村に対して国がわずかな額の国庫補助を行い、微小な底支えをしている。国庫補助の根拠法律は、就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」と略称）、学校給食法及び学校保健安全法の三つであり、要保護者の修学旅行費及び給食費、要保護者及び準要保護者の医療費に対して国庫補助が行われている。国庫補助は2004年度には72億円超あったが、三位一体の改革（小泉政権下

において行われた①国庫補助金の廃止縮減、②税財源の国から地方への移譲、③地方交付税の見直し)により、準要保護児童生徒への国庫補助金は廃止され地方交付税に切り替わり、要保護児童生徒のための国庫補助金のみが残された。2005年度には7億円超と激減した。地方交付税に移行したため、市町村によっては就学援助事業が縮小したのではないかとの指摘がなされている。

この就学援助の制度と並行して、生活保護がある。この就学援助は生活保護でカバーされない部分を補うものとして認識されている(本稿では後述のようにこれに異を唱える)。

2) 市町村事業の内容

市町村が事業をなすにあたっては、根拠として、条例、規則、要綱等を策定している。

事業の内容に対して国の基準はないが、対象者は国庫補助の関係で(1)生活保護対象者(要保護者)及び(2)生活保護に準じる者(準要保護者)の2種類に分かれる。要保護者は、生活保護法の基準により定まるが、準要保護者は市町村ごとの基準で多様である。多くの市町村は生活保護基準の倍数(収入基準と所得基準と両方に分かれる)で決めている。〇〇市は所得基準で見ても1.3倍、△△町は収入基準で見ても1.2倍、というような示し方になる。

対象費目も、国の基準はないが国庫補助に影響されており、学用品費、通学費、修学旅行費、いわゆる学校病といわれるものに係る医療費、給食費などである。しかし、市町村によっては、メガネやスキー用品なども対象となっているところもある。

周知方法については、学校経由で案内書を配布するところが多い。

申請方法は、直接市町村教育委員会事務局へ行くケースと学校経由のケースとある。

生活保護の申請は、福祉部局であり、就学援助は教育委員会事務局なので別である。生活保護の申請者には別途就学援助の申請の可能性あることが案内され、申し込めば生活保護でカバーされない修学旅行等の費用が補助される(この者が、「要保護者」としてカウントされる。生活保護の申請をしても修学旅行等の補助の申請をしない者はカウントされない)生活保護の基準を満たしていても生活保護の申請をしないで、就学援助の申請だけを行う者は、生活保護の統計では要保護者としてカウントされないが、就学援助の統計では要保護者としてカウントされると言う。

3) 学校の関わり

小中学校では、事務職員が教育委員会事務局と管理職をつなぎ主な役割を果たすことが多いようだ。周知方法、申請受付(直接市町村に申請しないケース)、時には申請奨励(昨年申請し受給したのに今年申請を忘れている場合など)などの仕事を行う。教師は案内書の配布などで関わるが、ほとんどの場合、あまり関与しない例が多いようだ。校長によっては、教師が子どもを見る目をゆがめないよう、知らせない方針を採っている場合もあると聞く。

4 援助児童生徒の増加

1) 戦後からの流れ

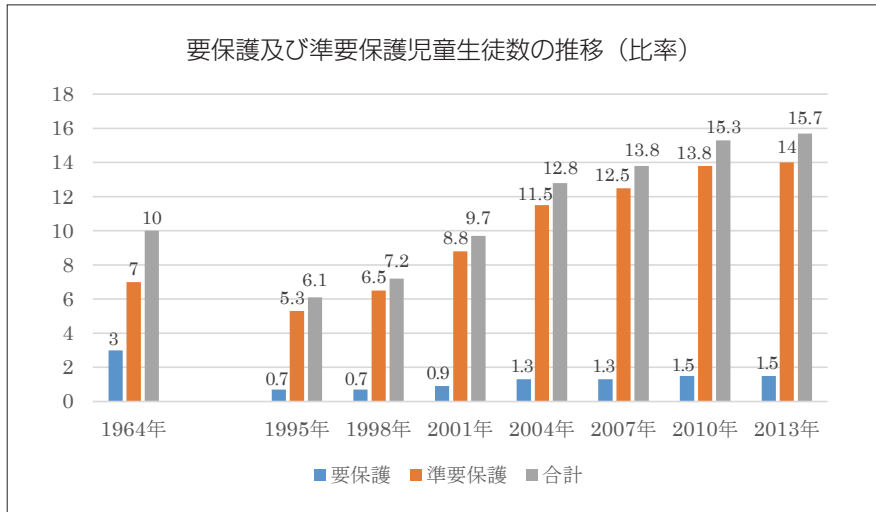


図1 要保護・準要保護児童生徒の割合の推移 単位：％
資料：文部科学省

1964年には生活保護の教育扶助を受けている割合（要保護者のこと）は3%、準要保護者は7%であり計10%が援助を受けていたが、その後減少し、1995年には要保護0.67%、準要保護5.3%、合計6.1%と底を打った。しかし、その後増加し、2013年度には要保護1.57%、準要保護14%、合計15.7%となっている。実数でみると1950年代には要保護だけで60数万人であった。1995年度には要保護約9万人、準要保護約68万人、合計約77万人であったが、2013年度には要保護約15万人、準要保護約137万人、合計約154万人と増加している（ただし、割合、実数ともに2011年度が最高値であり（15.96%、約161万人）、2012年度、2013年度と割合及び実数ともに減少している）。

2) 都道府県別援助の状況

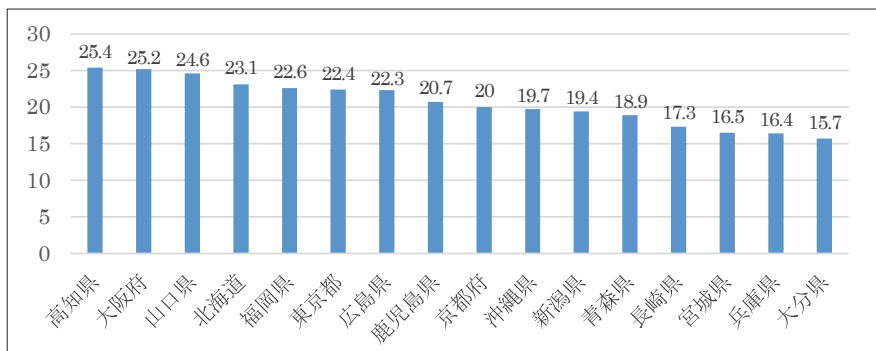


図2 2013年度都道府県別援助率 (平均以上) 単位：％
出典：文部科学省資料より筆者作成

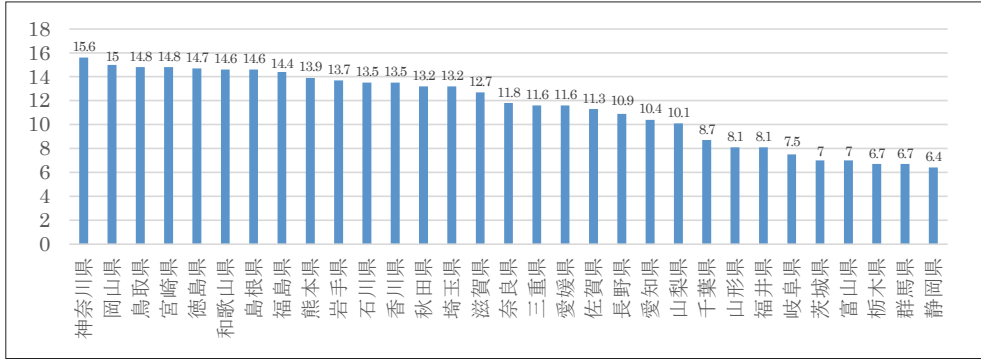


図3 2013年度都道府県別援助率（平均以下）

出典：図2に同じ

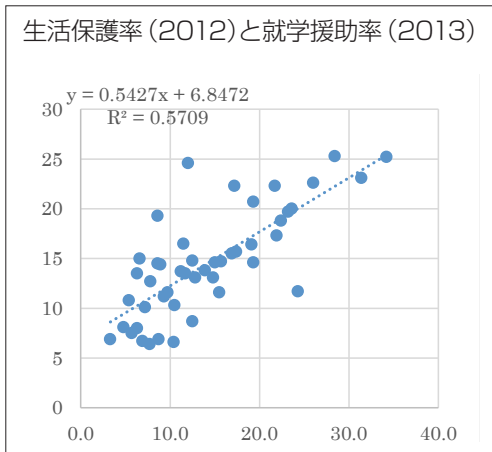


図4 都道府県別生活保護率と就学援助率の関係
出典：文部科学省及び厚生労働省資料より筆者作成

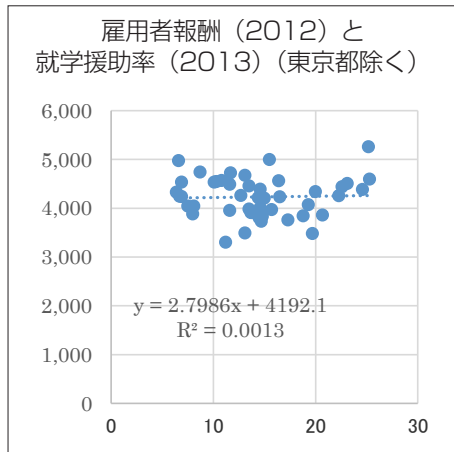


図5 都道府県別雇用者報酬と就学援助の関係
出典：文部科学省及び内閣府資料より筆者作成

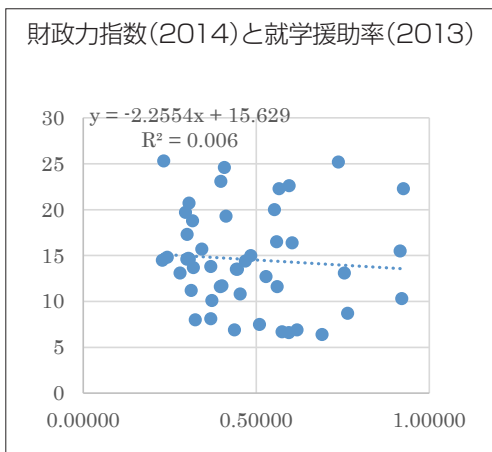


図6 都道府県別援助率と財政力指数の関係
出典：文部科学省及び総務省資料より筆者作成

援助率は全国平均では小中併せて15.7%であるが、都道府県別にみると2013年度で見て、最高は高知県の25.4%から、最低は静岡県の6.4%と大きな幅がある。

この違いはどこから来るのか。就学援助率と生活保護率、雇用者報酬、財政力指数との相関関係を調べたところ、生活保護率との間では0.75、雇用者報酬との間では0.036、財政力指数との間では0.08であった。このデータによると、必ずしも貧しい人が多い都道府県ほど就学援助が行われているとは言えないこと、都道府県に財政力があるために援助が多く行われているのではないこと、が示唆される。

5 就学援助事業と学力の関係：都道府県別援助率と全国学力調査結果との関係

都道府県別援助率と全国学力調査結果の相関関係を見ると、相関係数は表1のとおり。なお、ここでプラスの相関とは、援助率が高いほど学力が低いことを示している。

表1 都道府県別援助率と全国学力調査結果との相関関係

	2007年度	2012年度	2016年度（援助率は2013年度を使用）
小学国語 A	0.03	0.03	0.07
同上 B	0.30	0.11	0.12
小学算数 A	0.25	0.04	-0.12
同上 B	0.27	0.03	0.03
中学国語 A	0.43	0.44	0.31
同上 B	0.56	0.46	0.37
中学数学 A	0.35	0.38	0.18
同上 B	0.46	0.46	0.34

出典：文部科学省及び国立教育政策研究所資料を基に筆者作成

特徴として、①相関係数は、2007年度は小中ともに高いが、2012年度、2016年度となるにつれ、減少し、小学校はマイナス0.12～0.12の間であり、相関はないと言ってよい。②中学は減少しているとはいえその幅は少なく、28年度でも0.3以上の科目が3科目あるので、ある程度の相関があると解釈できる。中学では援助率が高い県ほど学力が低い傾向がある⁽⁴⁾。

上記のことはどう解釈するか。

2012年度、2016年度となるにつれ相関係数が減少するのは、都道府県間の学力差が縮小してきているためであろう。小学校で相関が認められず中学で0.3程度の弱い相関があるということは、少なくとも中学段階では就学援助の一層の充実が必要と考えてよいのではないか。小学校段階では、まだ学力差が顕著に生じにくいこと、地域のボランティア等による学習支援などによりカバーされていること等により相関が認められなかったであろう。就学援助の必要がないことを意味してはいないと思う。

まとめと課題

1) 市町村の役割の重視と全国共通性の確保

就学援助事業は、市町村の事業であり、その直接の法的根拠は学校教育法第19条である。そこでは簡単な規定があるだけである。あとの制度設計は、就学援助法、学校保健安全法、学校給食法などの教育法令、生活保護法などの福祉法令を参考にし、かつ、最も基本的な部分は全国共通だが（例えば、対象を要保護、準要保護と2分類すること）、それ以外は市町村の判断である（例えば、準要保護の基準をどうするか、など）。これらなるべ

く共通にすることが良いかどうかだが、ある部分はもう少し全国共通性を進めた方が良いかもしれないが（例えば、給食費など）、のこりの部分は、ローカルオプティマムが達成されるよう、地域の関係者が協議することが適当であろう。というのも、財政が弱く援助事業が十分行えない市町村で、かつ、所得の低い家庭が多いと思われる地域の小学校において、学力が高い例が散見されるのである。その理由は、就学援助は十分行われないが、教員増や地域の協力があるなど、支援環境がトータルにみて良いのである。だからと言って、就学援助が必要ないということではない。支援環境全体の中での就学援助事業の位置づけを当該市町村なりに行いながら、その充実を図るべきであろう。

2) 就学援助事業の位置づけの再確認と国の補助の必要

現状では、生活保護ではカバーできない部分を、市町村の仕事として、ときには学校に関与させて行っている。古い仕事なので、ルーティーン化し、その基本理念もあいまいとなっている。沿革から看取されるように、改めて貧困層の拡大の時代を迎えて、改めて憲法第26条の義務教育無償の理念の徹底を図ることが大切である。もとより国家財政が巨額の借金を抱えていることは承知だが、一方には疑問符が付く予算も依然としてある。義務教育は国家の基本なので躊躇することなく必要な財源を手当てすべきである。小西（2004）が言うように義務教育無償の精神が授業料、教科書の段階で止まっていてよいはずはない。憲法第26条第2項但書き「義務教育は無償とする」の判例・通説・実務の解釈は、1964年以來「授業料に限る」とされているが、この解釈は改められる必要がある。今後、義務教育においてはICTや外国語学習など、一層学習費用のかかるものが増加する。戦前から続く市町村事業としての位置づけは変えないにしても、市町村への国の助成の充実が必要であり、国庫補助金の大幅拡充、その前段階としての地方交付税措置の充実が求められる。

3) データに基づく行政の重要性

教育行政も証拠に基づくことが要請されるようになってきている。真の教育効果は数十年かかり顕在化するものであろう。短期の数値データとして測定できるものは、あくまで一部であるとの認識の下、その限界を踏まえながらも、可能な限り取り組むことが今後は重要である。本稿では主に公開データをもとに相関関係を調べてみた。その結果、都道府県別援助率と中学の学力テスト成績の間で、相関係数0.3程度というデータを示すことができた。問題はこれをどう解釈するか、である。今後は二変数間の相関関係だけでなく、三重クロスや他変数も導入した重回帰分析を行うことも重要であろう。

残された課題として上記に記した以外の主たるものは、先進諸国の動向である。また、歴史、実態把握、関連データの分析等、いずれも今後より丁寧な調査や分析が必要である。

謝辞

教育委員会で就学援助を担当している方、学校管理職の方、その他関係の方々に種々ご教示いただきました。厚くお礼申し上げます。

注

- (1) 小西祐馬 就学援助制度の現状と課題 北海道大学大学院教育学研究科紀要 2004
「初めに」の後段において記述 (192頁)
- (2) 上記論文「1. 就学援助制度設立の経緯とその背景」の冒頭において記述 (192頁)
- (3) 地方交付税の積算内訳は、公表されていない。不十分であるとの指摘は、筆者がインタビューした結果得たことである。
- (4) 学力と就学援助の関係については、文部科学省・国立教育政策研究所が公表した平成28年度全国学力・学習状況調査結果において示されている。そこでは、就学援助を受けている児童生徒の割合が5%未満の小中学校と、30%以上在籍の学校に分けて、小中学校各4科目、計8科目について、「課題を理解して授業に取り組んでいるか」、「授業において自らの考えがうまく伝わるよう工夫して発言や発表をしているか」、「熱意を持って勉強しているか」などを聞いている。その結果、小学校4科目について見ると、5%未満の小学校は30%以上の学校に比較して肯定的意見が多いが、他方、多くの設問で否定的意見が30%以上在籍の学校よりも多いのである(例えば、小学国語Aで、課題を理解して取り組むことができない者の割合について見ると、5%未満の小学校では68.6%なのに対して、30%以上の小学校では63.2%である)。一方、中学4科目について見ると、3%未満の中学校は小学校同様肯定的意見は多いが、否定的意見は小学校と異なり30%以上在籍の学校より少ない。このことは、就学援助の影響は、小学校よりも中学校に多く表れているとみることができ、本稿での主張と符合する。

参考文献等

- 朝日新聞 2009年10月26日
- 阿部彩 子どもの貧困 岩波書店 2008年
- 阿部彩 子どもの貧困Ⅱ 岩波書店2014年
- 菅波茂樹 戦後における就学援助策の検討 東北生活文化大学紀要 1996年
- 鷹 咲子 子どもの貧困と就学援助制度～国庫補助制度廃止で顕在化した自治体間格差～ 経済のプリズム ― No65 2009年
- 鷹 咲子 子どもの貧困とセーフティネット ― 就学援助制度を中心として ― 跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第14号 2012年
- 就学援助制度を考える会 就学援助制度がよくわかる本 学事出版 2009年
- 国立教育政策研究所 平成28年度全国学力・学習状況調査
<http://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/index.html>
- 国立教育政策研究所 平成28年度全国学力・学習状況調査結果資料 都道府県別
<http://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/factsheet/16prefecture/>
- 小西祐馬 就学援助制度の現状と課題 北海道大学大学院教育学研究科紀要 2004
- 小林庸平 就学援助制度の一般財源化 ― 地域別データを用いた影響分析 ― 経済のプリズム No78 2010年
- 総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧
http://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html
- 内閣府 子供の貧困対策
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html>
- 中村文夫 子どもの貧困と公教育 ― 義務教育無償化・教育機会の平等に向けて ― 明石書店 2016年
- 檜山幸子 公立小中学校における就学援助制度の現状と課題 日本教育学会年報No38 2012年
- 文部科学省 学制百年史 ぎょうせい 1972年
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm
- 文部科学省 わが国の教育の現状 昭和28年度
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad195301/hpad195301_2_085.html
- 文部科学省 文部科学白書 平成25年度
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201401/1350715_011.pdf
- 文部科学省 就学援助制度について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm

林 一 夫

文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成24, 25年度)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm